

## 国立大学の授業料の性格等について

国立大学協会第六常置委員会

昭和四十六年十一月十六日

## 一、国立大学の授業料の現状

国立大学の授業料は法制上は国立大学という「營造物」（施設およびサービス）の利用に対し徴収される使用料であり、その水準は設置者である文部大臣が決定することになっている。文部大臣は教育政策の一環として授業料を政策的に決定してきており、その水準は昭和三十八年度以降据えおかれている。この方針は、国立大学における教育の公共的性格を考慮し、教育の機会均等の理念に即してとられたものと考えられる。

## 二、私立大学の授業料との差異

国立大学は企業体ではないから、この使用料は「營造物」の供給費用を回収するために徴収される対価ではない。じつ授業料の最近の推移は、それが対価としての意味を

もつていていないことを明示している。授業料による国立大学運営費の回収率は昭和二十五年度の八・〇%から漸減して四十六年度には約一・八%になっている。この間、私立大学の授業料は増額改定されてきており、国立大学のそれとのあいだに大きな較差が形成されている。しかしこれは私立と国立との設置形態にもとづく授業料の性格の相違に由来しておこってきた現象である。私立大学においては大学経営の必要経費をまかなう主要な財源のひとつとして授業料収入に依存しないわけにいかない事情があつて、その授業料は国立のそれとは性格を異にしている。この性格の差異を考慮することなく、両者の水準を比較し、ただちにその適否を論することは適當とは思われない。私立と国立のおかれている状況の差異は、教育政策上の大問題であり、授業料の高低論議によつて受けとめられる性質の問題ではない。

## 三、受益者負担と授業料

国立大学の授業料は「營造物」の利用によつて得られる利益に応じて受益者が負担すべきものと断定することはむずかしい。その利益のうちには、国民的資質の開発により文化水準の向上をもたらす公的な利益と、被教育者が将来受けるであろう私的利息とが

まじりあっていて、二つを明確に分離することはできない。受益者それが受ける利益を確定していく以上、受益者負担の原則での使用料を決定するわけにはかない。

#### 四、教育投資と授業料

国立大学による教育を教育投資とみれば、国民的資質の開発を目指した公共投資の性格がつよい。この公共投資がおこなわれてることを前提として、これと結びついた私的な投資も成立する。その私的な投資は、将来における所得の相対的増大を産出物として、在学年限中の所得獲得の機会を犠牲にする、という機会費用を投入してなされる。そして、授業料が、この私的投資の主要な投入物であるわけではない。

他方において、学歴による将来の所得の相対的増大の可能性がつよいとしても、これは社会的に形成された環境的条件であり、この条件の活用から得られるであろう私的利益と関連させて授業料の水準を論ずることは適当ではない。学歴による差別はもとより国立大学設置の目的には入っていないはずのものであり、むしろそれは意図しなかった不本意な結果であるから、授業料決定の基準として考慮するに値しない。

#### 五、家計所得と授業料

教育の機会均等の理念からいえば、低所得層の英才に門戸を開くために、授業料は可能なかぎり低位であることがのぞましい。どれだけ低位に抑制するかは、国家の財政力とにらみ合わせて決定すべきであろう。経済成長にともなって、平均の家計所得が増大し負担力が増強されたからといって、授業料を増徴してよいとはいえない。第一に、平均所得は増大しても、低所得層には相対的な貧窮感がかえってつよくなる傾向があること、第二に、大学進学に伴い犠牲にしなくてはならない収入獲得の機会費用は増大していくこと、第三に、国家の財政力は増強され授業料収入に期待しなくてはならない財政上の理由は縮減していくことを考えなければならないからである。

#### 六、育英制度と授業料

つぎに、育英制度と関連させて授業料を論じている見解があるので、この見解にここで言及しておきたい。この見解によれば、教育の機会均等の要請は育英制度の充実によって受けとめることができるので、その充実が得られるならば授業料の増額改定の余地が生まれることになる。しかしながらこの見解は育英制度と授業料の関連について検討を要する問題点を残しているので、ただちにこれに賛成することはできない。育英制度

の充実は、低所得層の英才に対しその大学進学に伴う収入機会の喪失という機会費用を補填し、その大学における修学を可能にすることを目指してすすめられるべきものと考へる。育英制度の現状はこの目標とはほど遠い。したがつてその充実には多大の資金を必要としよう。この資金を授業料収入の増徴によつて調達することはむずかしいし、またそうすべきものとも考へられない。育英制度は授業料収入を財源として運営されてきたわけではないし、またあらたにそうすべき理由もない。育英資金の支給額と授業料の徴収額との間には直接の関連はない。授業料が無料であつて、しかも十分な育英資金の支給がなされてもすこしも不都合はないはずである。このように考へれば、あたかも両者の水準に正の相関があるかのような想定にたつた議論は、再吟味を要するというほかはない。

## 七、国立大学の授業料の性格・その結論

国立大学の授業料をその「當造物」（施設およびサービス）の利用に対する使用料としてとらえ、その内容的な意味を追求してきたが、適合的な解答を得ることは困難であるといわざるをえない。そこで、その使用料は内容的な意味をもつものではなく、むしろ形式的なものと解するのが適當ではないかと考え、つぎのような見解を提示してみることにしたい。

国立大学の教育は、特定の学生集団に対し一定の修業年限にわたつて継続的かつ計画的に実施して、はじめてその効果を期待できる。その教育は不特定多数の者に随意になされるべきものではない。特定の学生集団を限定することは、他の志望者を排除することを意味し、かれらが大学の施設およびサービスを利用する機会を奪うという社会的な機会費用を伴うものである。したがつて、選別はこの機会費用を償なつて余りある効果によつてなされるが、選抜された学生集団は社会的な機会費用を超える効果をあげるべき社会的責任をもつ。かれらがすすんでこの社会的責任に応え施設およびサービスを有効に利用する意思をもつことを「當造物」の設置者側は確認しなくてはならない。この確認は、單に入学時に一回だけおこなえば十分であるとはいはず、定期的になされなくてはならない。途中で転入学、退学のおこなわれることもありうる点からみて、このことは明らかである。